

令和5年度 特別区民税・都民税 申告の手引き

目次 (ページ)

● 特別区民税・都民税申告書の提出について	1	● 上場株式等の譲渡所得・配当所得があり、 所得税と異なる課税方式を選択される場合	11
● 各種申告についてのお問い合わせ先	1	● 税額控除	11
● 特別区民税・都民税（個人住民税）とは？	2	各種税額控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除等）	11
● 申告が必要な方	2	寄附金税額控除	12
● 申告に必要なもの	3	● 特別区民税・都民税の計算方法	12
● 本人に代わり、代理人が申告にお越しになる場合	3	● 住民税がかからない方	12
● 申告書の記入例（表面・裏面）	4,5		
1. 収入金額等 および 2. 所得金額	6,7		
3. 所得から差し引かれる金額に関する事項（各種所得控除）	8～11		

特別区民税・都民税申告書の提出について

申告書の提出は 令和5年2月16日(木) から 3月15日(水) までです。

申告会場の混雑緩和、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、郵送での提出をお勧めしています。

郵送で申告書を提出される方

同封した返信用封筒（茶）に申告書及び各種資料（証明書等）を入れて返送してください。

※資料が多く返信用封筒に入らない場合、または書留等の記録郵便をご利用の方は、市販の封筒等を利用し、必要分の切手を貼ってお送りください。

申告書受付書の返送について

● 郵送で提出される場合に、申告書受付書の返送を希望される方は、返信用封筒（84円切手を貼り返送先の住所を記載したもの）を同封してください。

返信用封筒が同封されていた場合のみ受付書をご返送いたします。

● 窓口へお越しの場合は、申告書受付書はその場でお渡しします。

● 個人番号が記載されるため、申告書の写しはお渡しできません。必要な場合は、提出前にコピーをとっておくなどのご対応をお願いします。

窓口で申告書を提出される方

期間中、申告窓口を開設しています。詳しくは、同封のオレンジ色のチラシをご覧ください。

● 江東区文化センター（2階臨時窓口）

令和5年2月16日（木）～3月15日（水）

※土・日・祝日を除く（※文化センターは工事中のため区役所側の入口からしか出入りできません）

● 総合区民センター（6階サブ・レクホール）

令和5年2月28日（火）～3月6日（月）

※土・日を除く

各種申告についてのお問い合わせ先

- 特別区民税・都民税についてのお問い合わせ

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所課税課
電話 03-3647-9111（代表）、FAX 03-3647-4822

申告時期は電話がつながりにくくなっております。申告時期によくある質問をまとめましたので、参考にしてください。



※所得税の確定申告等についてのお問い合わせは 江東西税務署（電話 03-3633-6211）または 江東東税務署（電話 03-3685-6311）、
個人事業税についてのお問い合わせは 中央都税事務所（電話 03-3553-2157）へお願いします。



江東区

特別区民税・都民税（個人住民税）とは？

令和5年1月1日現在に特別区（東京23区）内に居住している方、または事務所や事業所等をお持ちの方に課税される地方税で、令和4年1月1日から12月31日までの所得について課税されます。

※同じく個人所得から課税される税金として、国が所管する所得税及び復興特別所得税があります。こちらは国の税金となるため、所管の税務署へお問い合わせください。

申告が必要な方（ただし、下記「申告の必要のない方」に該当する場合は不要です）

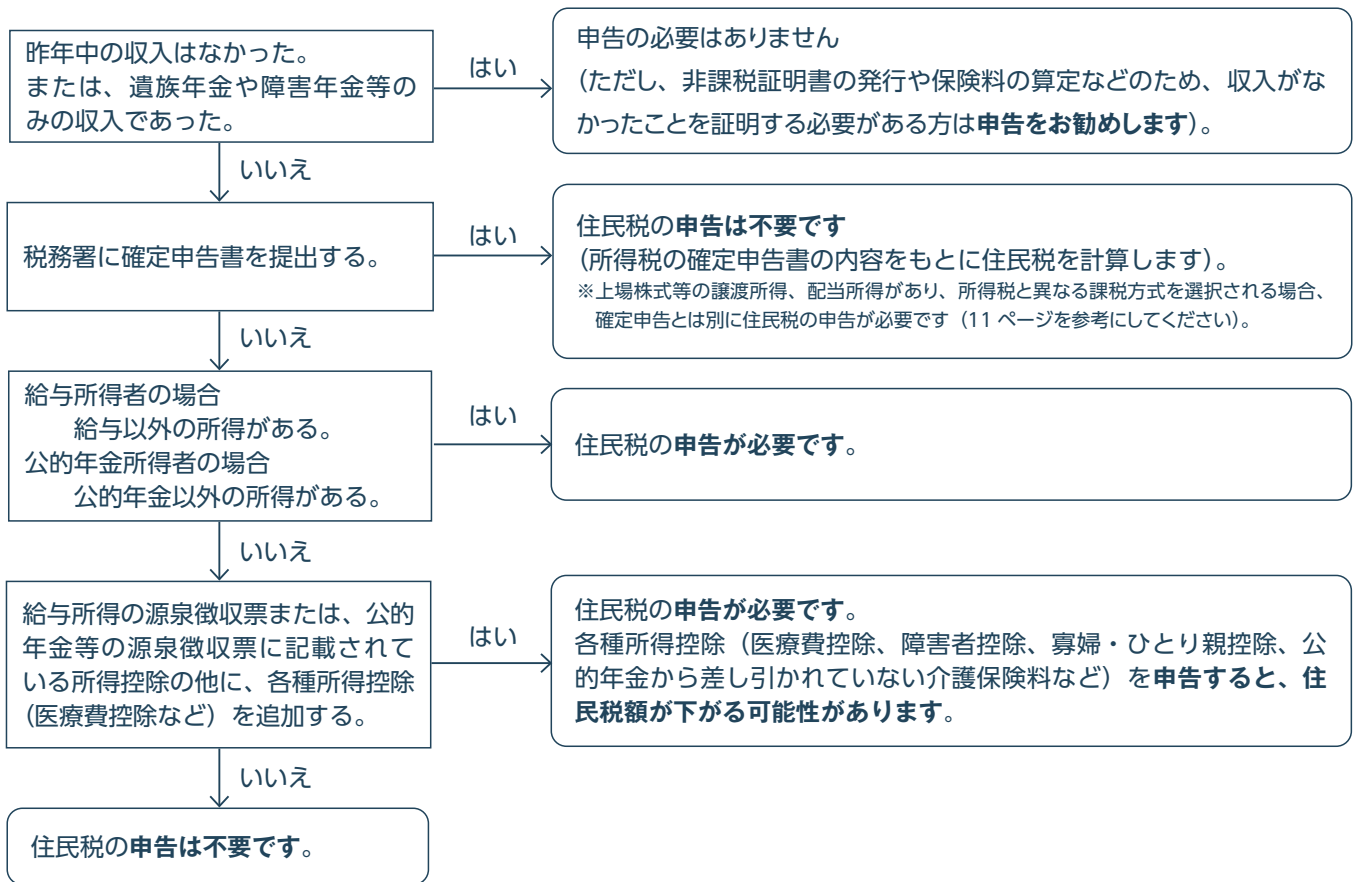
- 令和5年1月1日現在江東区に居住している方で、令和4年1月1日から12月31日までに収入のあった方（令和5年1月2日以降江東区から転出した方を含みます）
- 令和5年1月1日現在江東区内に住所はないが、江東区内に事務所や事業所等を有していた方

※前年中に江東区に転入された方については、本区では前年の申告状況等の把握ができないため、対象者全員に申告書を送付しております。下記の「申告の必要のない方」に該当する場合、本申告書の提出は不要なため破棄をお願いします。

上記のうち、申告の必要のない方

- 所得税の確定申告をされる方（税務署へ確定申告書を提出することで、個人住民税についても申告したこととみなされます）
- 令和5年1月1日現在、給与の支払いを受けている方で、勤務先から給与支払報告書の提出がされており、他に所得や控除の追加等がない方（給与支払報告書の提出の有無については、勤務先にお問い合わせください）
- 令和5年1月1日現在、公的年金等の支払いを受けている方で、年金保険者から江東区へ公的年金等支払報告書が提出されており、他に所得や控除の追加がない方
- 住民税が非課税になる方
 - ▶申告の義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療等における保険料算定等の基礎資料となりますので、申告されることをお勧めします。
 - ▶収入がない場合は、申告書に氏名等のみを記入し、提出してください（記入については本紙の4ページを参考にしてください）。

フローチャート



※今年度の申告が不要であり、申告書の提出がなかった方には、来年度より申告書の送付を停止します。今後申告書が必要となった際は、課税課までご連絡ください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が住民税の申告または確定申告を行った場合、ワンストップ申請は無効となります。
住民税申告や確定申告を行う際は、ふるさと納税に係る寄附金控除の記載をお忘れないうちにご確認ください。

申告に必要なもの

1. 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類＋身元確認書類

(1) マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカードのみご用意ください。

(2) 通知カード（* 1）または個人番号が記載された住民票の写しをお持ちの方：以下の書類を合わせてご用意ください。

（* 1：通知カードは、記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません）

運転免許証、運転経歴証明（H24.4.1以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード、特別永住者証明、写真付身分証明書（学生証、資格証明等）、戦傷病者手帳、写真付住基カード、税理士証票、国民健康保険等の被保険者証（* 2）、健康保険日雇特例被保険者手帳（* 2）、共済組合員証（* 2）、私立学校教職員共済加入者証（* 2）、国民年金手帳、児童扶養手当証書 **以上から1点**

（* 2：郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください）

または

写真なし身分証明書（学生証、資格証明等）、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明、母子健康手帳、住民税特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、住民税納税通知書、源泉徴収票、支払通知書（配当等）、特定口座年間取引報告書 **以上から2点**

2. 収入・所得を確認できるもの

給与所得の源泉徴収票の原本かコピー（なければ給与明細等で支払金額がわかるもの）、公的年金等の源泉徴収票の原本かコピー、事業・家賃・地代などの収入や経費の内訳書、その他所得の内容が確認できるもの

3. 各種所得控除、税額控除を確認できるもの（※提出または提示がない場合、控除が認められない場合があります）

り災証明書、支払った医療費の明細書、国民年金保険料の控除証明書、小規模企業共済等掛金の控除証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書、障害者控除に係る証明書（各種手帳や区市町村の発行する認定書など）、学生証、寄附金の領収書・証明書類、国外に居住している扶養親族について親族関係書類及び送金関係書類 等

本人に代わり、代理人が申告にお越しになる場合

上記「1. 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類＋身元確認書類」に代わり、以下の3種類の書類が必要となります。

(1) 申告者本人の個人番号を確認できる書類の写し

申告者本人の **マイナンバーカード、通知カード（* 3）、個人番号が記載された住民票の写し** **以上から1点**

（* 3：通知カードは、記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません）

(2) 代理人の身元確認書類

代理人の

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明（H24.4.1以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード、特別永住者証明、写真付身分証明書（学生証、資格証明等）、戦傷病者手帳、写真付住基カード、税理士証票 **以上から1点**

または

国民健康保険等の被保険者証（* 4）、健康保険日雇特例被保険者手帳（* 4）、共済組合員証（* 4）、私立学校教職員共済加入者証（* 4）、国民年金手帳、児童扶養手当証、写真なし身分証明書（学生証、資格証明等）、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明、母子健康手帳、住民税特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、住民税納税通知書、源泉徴収票、支払通知書（配当等）、特定口座年間取引報告書 **以上から2点**

（* 4：郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください）

(3) 代理権の確認書類

●法定代理人の方：戸籍謄本などの資格を証明する書類

●法定代理人以外の方：委任状

※本人しか持ち得ない身分証明書（マイナンバーカード等）の原本をお持ちいただくことで、これらの書類に代えることもできます。

※代理権の確認をさせていただく際に、確認書類等の写しを取らせていただくことがあります。

※法人が代理人となる場合は、確認方法が異なりますので、課税課までお問い合わせください。

※申告書は機械処理を行いますので、添付書類等は申告書に貼付せずに同封してください。

申告書の記入例 (表面)

記入には黒色ボールペンを使用し、鉛筆や「消せるボールペン」は使用しないでください。
添付資料 (証明書等) は、申告書には貼付せず、同封または持参してください。

収入がなく⑮～⑳の項目に該当しない方、または所得税と異なる課税方式を選択される方はこの部分のみ記入してください。

詳しくは6～7ページを参照してください。

⑭から⑳までの所得控除で、所得税の給与所得の年末調整で適用を受けた控除については、源泉徴収票を添付することで、金額の記載が省略可能です。なお、証明書の添付が必要な所得控除については、添付が無いと、控除が適用されませんのでご注意ください。

詳しくは8～10ページを参照してください。

令和5年度 特別区民税 申告書				整理番号	業種又は職業
江東区長殿				1月1日現在の住所 江東区 東陽4-11-28 江東ハイツ504	会社員
提出年月日 5/3/1				氏名 江東 一郎	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (収入がなかった方で⑮～⑳のいずれにも該当しない方は、以下の記入は不要です。)				収入 50,000	
⑮ 雑損控除				雑損控除 704,211	
⑯ 医療費控除				医療費控除 704,211	
⑰ 社会保険料控除				社会保険料控除 128,248	
⑱ 生命保険料控除				生命保険料控除 654,211	
⑲ 障害者控除				障害者控除 3	
⑳ 配偶者控除				配偶者控除 411,066	
㉑ 扶養控除				扶養控除 33	
㉒ 基礎控除				基礎控除 430,000	
㉓ 雑損控除				雑損控除 78	
所得税額				所得税額 3,370,027	
5 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の特別区民税・都民税の納税方法				納税方法 ② 給与から差し引き (特別徴収) [2] ⑥ 自分で納付 (普通徴収) [6]	

※裏面に記載の「5」を必ず記入してください。

1. 収入金額等 および 2. 所得金額

営業等

卸売業・小売業・製造業・サービス業などの事業から生じる所得。

[ア 収入金額] - [必要経費] = [①所得金額]

- 裏面7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

農業

農作物の生産、果樹の栽培など農業から生じる所得。

[イ 収入金額] - [必要経費] = [②所得金額]

- 裏面7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

不動産

地代・家賃・土地や家屋の権利金・船舶などの貸付料による所得。

[ウ 収入金額] - [必要経費] = [③所得金額]

- 裏面7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

給与

俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの収入の合計額（アルバイト・パートなどの収入を含む）。

[カ 給与収入合計金額] - [給与所得控除額] - [所得金額調整控除] = [⑥所得金額]

給与所得の算出については、下記の給与所得の速算表を参照してください（特定支出の適用がある場合には、課税課までお問合せください）。

必要書類 給与所得の源泉徴収票の原本またはコピー（機械処理を行うため、申告書には糊付けしないでください）

※源泉徴収票がない場合は、給与明細等を参考にして、裏面6「給与収入の内訳」に各月の収入金額と賞与、その合計金額、勤務先の所在地・名称などを漏れなく記入してください。

※給与所得の源泉徴収票の控除額（社会保険料控除、生命保険料控除など）に記載があるものは、控除証明書等の提出は不要です。

※給与収入額は、所得税や社会保険料などが控除される前の金額になります。また、交通費は、給与収入額には含まれません。

○給与所得の速算表（金額：円）

給与等の収入金額		給与所得金額	
0	～ 550,999		0
551,000	～ 1,618,999	収入金額	- 550,000
1,619,000	～ 1,619,999		1,069,000
1,620,000	～ 1,621,999		1,070,000
1,622,000	～ 1,623,999		1,072,000
1,624,000	～ 1,627,999		1,074,000
1,628,000	～ 1,799,999	(A) × 2.4	+ 100,000
1,800,000	～ 3,599,999	(A) × 2.8	- 80,000
3,600,000	～ 6,599,999	(A) × 3.2	- 440,000
6,600,000	～ 8,499,999	収入金額 × 0.9	- 1,100,000
8,500,000	以上	収入金額	- 1,950,000

※ (A) は (収入金額) を 4 で割り、1,000 円未満を切り捨てたもの

- 給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、要件に該当すると、所得金額調整控除が適用されます（必要事項について裏面16「所得金額調整控除に関する事項」への記入が必要です）。詳しくは 11 ページを参照してください。

- 給与所得と年金所得の両方があり、その額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除として、給与所得の金額から最大 10 万円を控除します。

該当する場合は、所得金額調整控除適用後の額を [⑥所得金額] に記入します。詳しくは 11 ページを参照してください。

利子

公社債及び預貯金に係る利子等。

[エ 収入金額] = [④所得金額] ※必要経費はありません。

- 通常申告は不要ですが、日本国外にある預金の利子などで源泉徴収されていない場合は、申告が必要になります。

- 特定公社債等に係る利子所得は、総合課税方式で申告できません。申告する場合は、分離課税方式で申告してください。

配当

株式の配当、剰余金、投資信託の収益の分配等の所得。

[オ 収入金額] - [*必要経費] = [⑤所得金額]

*必要経費には、株式などの元本を取得するための負債の利子のみ該当。

- 裏面8「配当所得に関する事項」にも記入してください。

必要書類 収入金額等が確認できる書類

※上場株式等の配当所得（大口株主は除く）は、配当割が特別徴収されているため、申告は不要です。

※申告した場合は、住民税所得割から配当割が控除されます。裏面14「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の「配当割額控除額」に記入してください。

雑

●公的年金等

公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、年金基金など）の収入の合計額。

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は非課税所得のため、申告不要です。

[キ 公的年金収入金額] - [公的年金等控除額] = [⑦公的年金所得金額]

公的年金に係る雑所得の算出については、下記の速算表を参照してください。

必要書類 公的年金等に係る雑所得の源泉徴収票の原本またはコピー（機械処理を行うため、申告書には糊付けしないでください）

○公的年金等に係る雑所得の速算表（金額：円、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円以下の場合）

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
65歳以上 (S33.1.1) (以前出生)	0 ～ 3,299,999	収入金額 - 1,100,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	収入金額 × 0.95 - 1,455,000
	10,000,000 以上	収入金額 - 1,955,000
65歳未満 (S33.1.2) (以後出生)	0 ～ 1,299,999	収入金額 - 600,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	収入金額 × 0.95 - 1,455,000
	10,000,000 以上	収入金額 - 1,955,000

※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、公的年金等控除額が10万円引き下げとなり、公的年金等に係る雑所得金額は上記の表より10万円上乘せとなります。

※公的年金等収入以外の所得金額が2,000万円超の場合、上記の金額から公的年金等控除額が20万円引き下げとなり、公的年金等に係る雑所得金額は上記の表より20万円上乘せとなります。

※公的年金等に係る雑所得の他に給与所得があり、その合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除が適用されます。詳しくは11ページを参照してください。

●業務

原稿料や印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による所得。

[ク 収入金額] - [必要経費] = [⑧所得金額]

●裏面9「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の「業務」にチェックを入れ、各項目に記入してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

※現金主義の特例

副業などの小規模な業務を行う方が簡便な申告をできるようにするため、令和4年分以後の所得税（令和5年度の住民税）において、その年の前々年分の収入金額が300万円以下である方は、その年分の業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができます。

●その他

前項「公的年金等」、「業務」に該当しないもので、生命保険契約による年金（個人年金保険）などの所得。

[ケ 収入金額] - [必要経費] = [⑨所得金額]

●裏面9「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

総合課税の譲渡・一時

●譲渡（短期譲渡収入額等、長期譲渡収入額等）

機械、ゴルフ会員権、特許権、書画、骨董などの資産の譲渡（土地、建物、株式等で分離課税されるものを除く）による所得。資産の所有期間により、短期譲渡（5年以内）と長期譲渡（5年超）があります。

[短期譲渡収入金額] - [必要経費] - 特別控除額 = [短期譲渡所得金額]…(コ)

[長期譲渡収入金額] - [必要経費] = [長期譲渡所得金額]…(カ)

※特別控除額…50万円（短期・長期で共用）。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その金額に相当する額。短期と長期が両方ある場合は、まず短期から控除する。

●一時（シ、一時収入金額等）

生命保険等の満期返戻金・解約金、懸賞・福引の当選金、競馬の払戻金など一時的に発生した所得。

[シ 収入金額] - [必要経費] - [特別控除額] = [所得金額]

※特別控除額…50万円。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その金額に相当する額。

●裏面10「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、ニ = [イ + {(ロ + ハ) × 1/2}] により算出した金額を⑩に転記してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

※上記のほか、山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得（短期・長期）、株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等（分離課税）、先物取引に係る雑所得がある方は、課税課までお問い合わせください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（各種所得控除）

⑫**雑損控除** 前年中に、災害や盗難などにより、資産の損失を受けた場合の金額。控除額や必要書類等は課税課までお問い合わせください。

⑬**医療費控除（医療費明細書等が必要です）**

下記（１）、（２）のどちらか一方のみを選択できます。（２）を選択する場合は、□にチェックを入れてください。

※選択した控除を、後日変更することは出来ません。

（１）従来の医療費控除

申告者本人や生計を一にする配偶者、その他親族のために、前年中に支払った医療費のうち一定の金額。

（支払医療費）－（保険金などで補てんされる金額）－{総所得金額等の5%（10万円限度）} ※控除額は200万円を限度とする

必要書類 「医療費控除の明細書」または加入の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」等の通知の原本（領収書の添付は不可）

（２）医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行なっている方が、申告者本人や生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った特定一般医療薬品等の購入費。（取組に要した費用は、控除の対象となりません）

（特定一般用医薬品等購入費用）－（保険金などで補てんされる金額）－（12,000円） ※控除額は88,000円を上限とする

必要書類 「医療費控除の明細書」または加入の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」等の通知の原本（領収書の添付は不可）

●上記（１）（２）の医療費控除に関して、医療費の領収書についての提出は不要ですが、課税課から医療費控除の申告内容について確認をする場合があるので、領収書はお手元に5年間保管してください。

⑭**社会保険料控除**

前年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金などの社会保険料の金額。

必要書類 控除証明書（国民年金保険料、国民年金基金の掛金の場合は必要です）

⑮**小規模企業共済等掛金控除**

前年中に支払った共済掛金及び、企業型又は個人型年金加入掛金、江東区条例で定める心身障害者扶養共済掛金の金額。

必要書類 支払った掛金の領収書等

⑯**生命保険料控除**

前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料で、申告者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とするもの。

（１）平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を下記（ア）の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

（２）平成23年12月31日までに締結の保険契約等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を下記（イ）の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

●新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上記と同様に計算し、下記のいずれが多いほうの金額が適用されます。

①（ア）で算出した控除額＋（イ）で算出した控除額（控除限度額：28,000円）

②（イ）で算出した控除額（控除限度額：35,000円）

必要書類 支払った保険料の証明書（※旧契約の一般生命保険で一契約9千円以下のものの証明書は不要です）

○生命保険料控除の控除額

（ア）新契約	支払金額	控除額
平成24年1月1日以降に締結された保険契約	0 ～ 12,000円	全額
一般生命保険 ※ 個人年金保険 ※ 介護医療保険	12,001 ～ 32,000円	支払金額×1/2+ 6,000円
	32,001 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円
※申告書には新生命保険、新個人年金と記載しています。		
控除の合計適用限度額 70,000円		
（イ）旧契約	支払金額	控除額
平成23年12月31日までに締結された保険契約	0 ～ 15,000円	全額
一般生命保険 ※ 個人年金保険 ※	15,001 ～ 40,000円	支払金額×1/2+ 7,500円
	40,001 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円
※申告書には旧生命保険、旧個人年金と記載しています。		
控除の合計適用限度額 70,000円		

住民税における生命保険料控除全体の適用限度額は7万円です。

⑰地震保険料控除

前年中に支払った地震保険契約（申告者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族が常時居住している家屋などのためのもので、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害を目的としたもの）に係る保険料等。なお、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険契約（保険期間が 10 年以上で、満期返戻金のある契約）については、これまでの損害保険料控除が適用されます。

必要書類 支払った保険料の証明書

地震保険料	支払金額×1/2（最高 25,000 円）	
旧長期契約 平成 18 年 12 月 31 日までに締結された契約で、保険期間が 10 年以上、満期返戻金のある契約	支払金額	控除額
	0 ～ 5,000 円	全額
	5,001 ～ 15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円
	15,001 円～	10,000 円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方を適用する場合、合計限度額は 2 万 5 千円になります。

⑱寡婦控除・ひとり親控除

令和 4 年 12 月 31 日現在で下記に該当する場合（本人の合計所得金額が 500 万円以下の場合）に適用となります。

(1) 寡婦控除

(1) 以外の方で下記のいずれかに当てはまる場合、26 万円を控除します。

- 夫と離婚し、かつ扶養親族を有する者
- 夫と死別した後婚姻をしていない者

(2) ひとり親控除

(※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外)

- 婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者かつ合計所得金額が 500 万円以下の者について、30 万円を控除します。

※従来の「寡夫」「特別の寡婦」に該当する方は、「ひとり親」で申告してください。

⑲勤労学生控除

令和 4 年 12 月 31 日現在、申告者本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、給与などの勤労による所得があり、その合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち不動産・配当などの勤労によらない所得が 10 万円以下である場合、26 万円を控除します。

必要書類 在学している学校が発行した在学証明書等

⑳障害者控除 令和 4 年 12 月 31 日現在で、申告者本人または生計を一にする配偶者及び扶養親族が下記に該当する場合。

障害者控除	(1) 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている。 (2) 65 歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている。	〔控除額〕 26 万円
上記のうち特別障害者控除	(1) 上記の手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳（愛の手帳）1 度・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級、戦傷病者手帳特別項症から第 3 項症までに該当する。 (2) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある。 (3) 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている。 (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する。 (5) 65 歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている方で、(1) に準ずる。	〔控除額〕 30 万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合。	〔控除額〕 53 万円

該当する方の氏名、**個人番号（マイナンバー）**を@に記入し、該当する障害の種類に○を付けてください。該当の方が国外に居住しているなどで個人番号の交付を受けていない場合は、記入不要です。

必要書類 ●該当する方の番号確認書類及び身元確認書類（3 ページ「申告に必要なもの」を参考にしてください）。なお、同一生計配偶者及び扶養親族の場合は、番号確認書類及び身元確認書類の提出または提示は不要です。

●個人番号の記入がない場合、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し。また、これ以外の証明書をお持ちの方は、該当する証明書（写し）。

②①～②②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者、②③扶養控除

●**配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者** 令和4年12月31日現在で、下記に該当する方がいる場合。

- (1) 同一生計配偶者 申告者本人と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下。
- (2) 控除対象配偶者 (1)に該当し、かつ申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下。
- (3) 老人控除対象配偶者 (2)に該当し、昭和28年1月1日以前に出生した方。

		配偶者の合計所得金額 (万円)												
		～48	48超～100	～105	～110	～115	～120	～125	～130	～133	133超			
本人所得	(1) 同一生計配偶者	配偶者控除の金額					配偶者特別控除の金額							
	900万円以下	(2) 控除対象配偶者	33万円	(3) 老人控除対象配偶者	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	—
	～950万円以下		22万円		26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	—
	～1,000万円以下		11万円		13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	—
	1,000万円超	— (★)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合は(上記の★)、扶養控除の対象外となりますが、障害者控除や非課税限度額の判定等の対象となりますので、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の□にチェックを入れてください。

●**扶養控除** 令和4年12月31日現在で、下記に該当する方がいる場合(対象となる親族は、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です)。

- (1) 特定扶養親族 45万円
申告者本人と生計を一にする平成12年1月2日から平成16年1月1日までに出生の親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下(年齢が19歳以上23歳未満の方)。
- (2) 老人扶養親族 38万円
申告者本人と生計を一にする昭和28年1月1日以前に出生の親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下。
- (3) 同居老親等扶養親族 45万円
(2)の老人扶養親族のうち、申告者または申告者の配偶者の直系尊属で、申告者または申告者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている方。
- (4) 一般扶養親族 33万円
申告者本人と生計を一にする(1)～(3)及び平成19年1月2日以降に出生の親族を除いた親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下。
※16歳未満の扶養親族(控除対象外)について
申告者本人と生計を一にする平成19年1月2日以降に出生の親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、扶養控除の対象外とはなりますが、障害者控除や非課税限度額の判定等の対象となりますので、「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

※令和4年中に配偶者、扶養親族が死亡した場合は、その時点での現況により判定します。

※配偶者及び扶養親族の**個人番号(マイナンバー)**を必ず記入してください。なお、番号確認書類及び身元確認書類の提出は不要です。また、国外に居住しているなどで個人番号の交付を受けていない場合は、個人番号の記入は不要です。

※別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄に記入してください。また国外に居住している場合は、次項をご覧ください。

国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける方

国外に居住している親族について、扶養控除等の適用を受ける場合は、被扶養者、または配偶者との親族関係が確認できる「**親族関係書類**」と扶養の事実が確認できる「**送金関係書類**」の提出または提示が必要です(これらの書類が外国語の場合は、日本語訳を添付してください)。

●ただし、これらの書類を給与支払者等に提出または提示して作成された源泉徴収票を添付する場合は、その必要はありません。

(1) 親族関係書類とは

次の①または②の書類で、国外に居住している親族が申告者本人の親族であることを証明する書類です。

①戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び該当の親族の旅券(パスポート)の写し

②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(該当の親族の氏名、生年月日、住所又は居所の記載があるもの)

※外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類には、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などに相当する書類が該当します。

※一つの書類だけで、被扶養者の氏名、生年月日、住所又は居所や、申告者本人の親族であることが証明できない場合は、複数の書類を用意していただく必要があります。

(2) 送金関係書類とは

次の①または②の書類で、申告者本人が昨年中に国外の親族それぞれの生活費または教育費に充てるための支払を行ったことを証明する書類です。

①金融機関が発行した書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により申告者本人が国外に居住している親族に支払ったことを明らかにする書類(例:外国送金依頼書)

②いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類またはその写しで、国外に居住している親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭を申告者本人から受領し、または受領することとなることを明らかにする書類(例:クレジットカードの利用明細書)



※クレジットカードの利用明細書とは、申告者本人がクレジットカード発行会社と契約し、国外に居住している親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を申告者本人が支払うこととしているもの(いわゆる家族カード)の利用明細書です。この場合、利用名義人となっている親族の送金関係書類となります。

※クレジットカードの利用日の年の送金関係書類となります(引き落とし日ではありません)。

※国外に居住している扶養親族が複数いる場合は、**その親族ごと**に送金等を行ったことが確認できる書類が必要です。

※この書類は、扶養控除等を適用する年に行ったすべての送金について必要となります。ただし、同じ親族へ年3回以上送金した場合は、一定の事項を記載した明細書と、その年の最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の書類について省略することができます(この場合、省略した書類は申告者本人が保管する必要があります)。

※**知り合いの方に依頼して現金を手渡ししているなどの場合は、送金関係書類がないため扶養控除等を適用できません。**

⑭基礎控除

令和3年度から控除額の見直しがされました。所得に応じて控除額が異なりますので、下表をご参照ください。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

11 事業専従者に関する事項

事業所得（営業、農業）、不動産所得がある方のうち、事業専従者控除を申告する場合は、該当の方について記入してください。

●税務署で青色申告の承認を受けている場合は、支払った給与の額が控除額となります。

●それ以外の場合は、次の（１）または（２）のいずれか少ない方の金額です。

（１）配偶者 86万円、その他の親族（1人につき）50万円

（２）（事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）÷（事業専従者の人数+1）

12 別居の扶養親族等に関する事項

②扶養控除及び16歳未満の扶養親族に記入された方のうち別居されている方については、該当する方の氏名・住所を記入してください。

●扶養親族が国外に居住している場合は、各種証明書の提出または提示が必要です。前ページ中段の「国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける方」をご確認ください。

16 所得金額調整控除

（１）給与収入が850万円を超え、以下に該当する方の場合、給与所得から一定の金額を控除します。該当する方について記入してください。

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する者

ニ 特別障害者である扶養親族を有する者

●控除額：給与収入金額（※）から850万円を控除した金額の10%

※その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、1,000万円を計算します。

（２）給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から10万円を控除します。

（該当する場合は、所得金額調整控除後の給与所得額を申告書表面[2 所得金額 給与⑥]に記入します。）

●控除額：給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の合計額-10万円

それぞれ10万円を限度とします。また、前項（１）の適用がある場合、適用後の金額で計算します。

上場株式等の譲渡所得・配当所得があり、所得税と異なる課税方式を選択される場合

●確定申告にて上記所得の全てを申告不要とする選択をしない場合、確定申告とは別に、特別区民税・都民税の申告が必要です（記入については本紙の4ページを参考にしてください）。

●この場合、納税通知書が送達される前に、特別区民税・都民税申告書に「申告書付表（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）」と確定申告書の写し及び「特定口座年間取引報告書」等（写しも可）を添付して提出してください。

●特別区民税・都民税申告書付表については、江東区ホームページに掲載しております。

掲載場所：区トップページ⇒「くらし・地域」税金⇒「税に関するお知らせ」上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択について

https://www.city.koto.lg.jp/060502/kurashi/zekin/shinkoku/jokabu_sentaku.html

（申告書等の送付を希望される場合は課税課までご連絡ください。）

税額控除

調整控除

自動計算されるため、申告の必要はありません。

配当控除

日本国内に本店のある法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などがあるときに受けられる控除です。

申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。詳しい算出方法については、課税課までお問い合わせください。

外国税額控除 ※確定申告が必要です。

原則として所得税の確定申告が必要となります。確定申告に関しては、所管税務署にお問い合わせください。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

前年に配当割または株式等譲渡所得割が特別徴収されている所得について申告した場合、当該特別徴収された額を控除します。

裏面14「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

住宅借入金等特別税額控除

※初年度（令和4年居住開始）は確定申告が必要です。

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方のうち、居住開始年が平成25年から令和4年までの方が対象となります。

下記（１）（２）のいずれか少ない額が控除額となります。

（１）住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

（２）所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の

(a) 平成26年3月31日以前に居住開始の場合：5/100
（上限97,500円）

(b) 平成26年4月1日以降に居住開始の場合：7/100
（上限136,500円）

※消費税率8%又は10%で取得等した場合に限りま
す。それ以外は、(a)の金額となります。

(c) 令和4年1月1日以降に居住開始の場合：5/100
（上限97,500円）

必要書類 年末調整済の源泉徴収票

寄附金税額控除

地方団体に対する寄附金（ふるさと納税）、東京都共同募金会・日本赤十字社 東京支部に対する寄附金、所得税で控除対象としている団体のうち、東京都・江東区が条例で指定する団体に対する寄附金のうち、一定の金額が控除されます（東京都・江東区のどちらか一方の条例で指定されている団体に寄附した場合は、都民税または特別区民税の一方の税額でのみ控除の対象となります）。

裏面 15 「寄附金に関する事項」に必要事項を記入してください。

必要書類 寄附先の地方団体が発行した寄附証明書

※令和 4 年度より、寄附先が地方団体（ふるさと納税）の場合、地方団体が発行した寄附証明書に代えて、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

控除額 = ([支出した寄附金の合計額または総所得金額等の 30% のいずれか少ない方の金額] - 2,000 円) × 区 6% ・ 都 4%

●総務大臣が指定する地方団体に対する寄附金のみ、以下の特例控除額が加算されます。

※指定対象外の団体に対して、対象外とされた期間に支出した寄附金については、特例控除額は加算されません。詳細は、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご参照ください。

特例控除額（*） = ([都道府県・市区町村に対する寄附金の合計額] - 2,000 円)

× { 90% - 所得税の税率割合 X% - (X% × 復興所得税率 2.1%) } × (区 3/5 ・ 都 2/5)

*ただし、所得割合計額から調整控除額を差し引いた金額の 20% が上限になります。

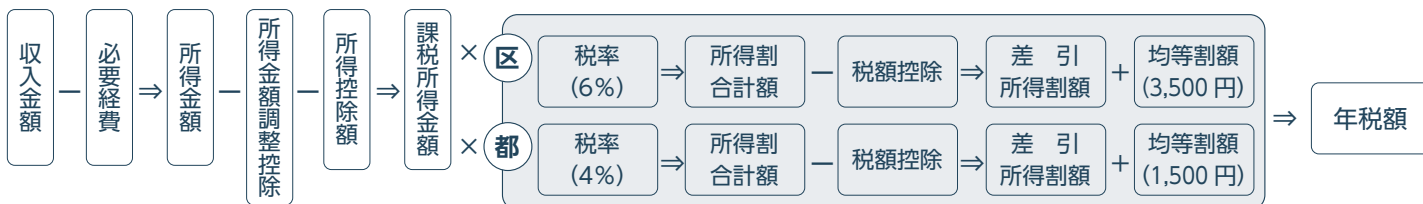
※指定対象外の団体に対して、対象外とされた期間に支出した寄附金については、特例控除額は加算されません。詳細は、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご参照してください。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用となる場合は、所得税での控除相当分が住民税より控除されます。

●災害義援金等についてもふるさと納税として取り扱いますので、「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。（ただし、義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされているものに限りです）。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している方が確定申告または住民税申告を行った場合、ワンストップの申請は無効となります（医療費控除等の追加のみの申告を含みます）。申告を行う際は、ふるさと納税分の記載も忘れずに申告してください。

特別区民税・都民税の計算方法



※分離課税所得がある場合は、計算方法（税率等）が異なります。また、均等割額は、所得の状況等により異なる金額となる場合があります。

住民税がかからない方

均等割・所得割ともにかからない方

- (1) 令和 5 年 1 月 1 日現在生活保護法による生活扶助を受けている方
 - (2) 前年中の合計所得金額が 135 万円以下で、令和 5 年 1 月 1 日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方
 - (3) 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - 扶養親族等がない場合 45 万円
 - 扶養親族がいる場合
35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 31 万円
- ※扶養親族には 16 歳未満の扶養親族を含みます。

所得割がかからない方

- 前年中の総所得金額等が次の (1) (2) いずれかの金額以下の方
- (1) 各種所得控除の合計額
 - (2) ●扶養親族等がない場合 45 万円
 - 扶養親族等がいる場合
35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 42 万円
- ※扶養親族には 16 歳未満の扶養親族を含みます。